

## ○官庁営繕部工事請負業者選定要領

昭和42年	7月	1日	建設省営管第845号
昭和43年	6月	15日	建設省営管第726号
昭和44年	12月	5日	建設省営管第671号
昭和45年	1月	20日	建設省営管第21号
昭和45年	12月	8日	建設省営管第523号
昭和46年	3月	22日	建設省営管第131号
昭和47年	12月	7日	建設省営管第493号
昭和48年	4月	1日	建設省営管第153号
昭和48年	12月	13日	建設省営管第410号
昭和49年	7月	30日	建設省営管第278号
昭和50年	12月	4日	建設省営管第465号
昭和51年	12月	10日	建設省営管第404号
昭和53年	11月	14日	建設省営管第359号
昭和55年	12月	2日	建設省営管第428号
昭和56年	2月	9日	建設省営管第44号
昭和59年	2月	23日	建設省営管第51号
昭和59年	7月	1日	建設省営管第302号
昭和61年	11月	28日	建設省営管第511号
昭和63年	12月	13日	建設省営管第477号
平成2年	5月	16日	建設省営管第215号
平成2年	12月	25日	建設省営管第513号
平成3年	2月	26日	建設省営管第57号
平成4年	12月	1日	建設省営管第474号
平成5年	3月	1日	建設省営管第78号
平成6年	11月	17日	建設省営管第533号
平成6年	11月	17日	建設省営管第534号
平成7年	3月	22日	建設省営管第165号
平成8年	1月	1日	建設省営管第42号
平成8年	3月	26日	建設省営管第99号
平成8年	12月	2日	建設省営管第572号
平成9年	3月	31日	建設省営管第168号
平成9年	8月	8日	建設省営管第392号
平成10年	10月	1日	建設省営管第332号
平成10年	11月	30日	建設省営管第454号
平成13年	3月	30日	国営管第143号
平成15年	3月	31日	国営管第455号
平成16年	3月	1日	国営管第363号
平成17年	3月	23日	国営管第317-4号
平成19年	3月	30日	国営管第450-2号
平成21年	3月	27日	国営管第634-4号
平成23年	3月	29日	国営管第506号
平成25年	3月	29日	国営管第503号
平成26年	8月	21日	国営管第250号
平成27年	3月	31日	国営管第644号
平成28年	5月	31日	国営管第74-2号
平成29年	2月	22日	国営管第412号
平成29年	3月	31日	国営管第503号
平成30年	3月	1日	国営管第398号
平成30年	9月	28日	国営管第217号
平成31年	3月	8日	国営管第399号
平成31年	3月	20日	国営管第408号
令和3年	3月	10日	国営管第524号
令和4年	10月	13日	国営管第315号
令和5年	3月	10日	国営管第568号

最終改正

国土交通省大臣官房官庁営繕部長 から 国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長 あて

(目的)

第1 官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者及び随意契約の相手方の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号、以下「会計規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(一般競争参加資格)

第2 官庁営繕部長は、会計規則第34条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を定めるときは、次の各号によるものとする。

一 次のイからへまでに掲げる者でないこと。

イ 令第70条に該当する者

ロ 令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ハ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ニ 第5の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

ホ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格審査（会計規則第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。））にあつては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の2に規定する審査基準日が第6第一号の官庁営繕部長が定める期間の末日の1年7月前の日以後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあつては告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。次号において同じ。）を受けていない者

ヘ 共同企業体で、その構成員にイからホまでに該当する者を含むもの

二 次のイに掲げる客観的事項（共通事項）の項目及びロに掲げる主観的事項（特別事項）の項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与し、第3に掲げる工事種別（第四号から第十号までを除く。）ごとに予定価格に対応する等級の区分（以下「等級区分」という。）を定めること。

イ 客観的事項（共通事項）

(イ) 一般競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の1に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度の希望工事種別（当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとの年間平均完成工事高

(ロ) 告示第一の一の2に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）

において建設業に従事する職員で告示第一の三の1（一）から（五）までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、1人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は2までとする。）

(ハ) 告示第一の三の2に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」と

いう。)について算定した希望工事種別ごとの年間平均元請完成工事高

(ニ) 告示第一の一の2及び3、二並びに四に規定する項目

ロ 主観的事項(特別事項)

(イ) 定期の一般競争参加資格審査の認定をする年の前年の10月1日(以下「主観的事項の審査基準日」という。)の前日までの4年間における地方整備局又は官庁営繕部発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績(技術的難易度を勘案したもの)

(ロ) 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における都道府県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

(工事種別)

第3 工事種別は次の各号に掲げるものとする。

- 一 建築工事(建築工事に関する工事のうち次号から第九号までの工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
- 二 暖冷房衛生設備工事(空気調和設備工事を含む。以下同じ。)
- 三 電気設備工事
- 四 通信設備工事
- 五 受変電設備工事
- 六 杭打工事
- 七 機械設備工事(機械設備に関する工事のうち第二号、第三号、第四号及び第五号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
- 八 造園工事
- 九 塗装工事
- 十 一般土木工事(土木工事に関する工事のうち第二号から第九号までの工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)

(等級区分)

第4 第2第二号の等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 建築工事

予 定 価 格	等 級
7億2,000万円以上	A
3億円以上 7億2,000万円未満	B
6,000万円以上 3億円未満	C
6,000万円未満	D

二 暖冷房衛生設備工事

予 定 価 格	等 級
2億円以上	A
5,000万円以上 2億円未満	B
5,000万円未満	C

三 電気設備工事

予 定 価 格	等 級
2億円以上	A
5,000万円以上 2億円未満	B
5,000万円未満	C

2 官庁営繕部長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、前項各号の等級区分の変更（等級区分の数の減少を含む。）をし、又は等級区分を設けないことができるものとする。ただし、等級区分を変更する場合において、変更後の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額は、前項各号の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額をこえてはならないものとする。

- 一 特定の工事種別に属する工事の請負契約に係る一般競争参加資格を有する者の数が著しく少数である場合
- 二 特定の工事種別に属する工事の発注予定件数が著しく少数である場合
- 三 前項各号の等級区分のうち特定の等級区分に含まれる発注予定工事の件数が著しく多数若しくは少数（零を含む。）である場合

（一般競争参加資格審査の実施）

第4の2 一般競争参加資格審査は、2年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

（一般競争参加資格審査の資格審査申請書等）

第5 官庁営繕部長は、一般競争参加資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（以下「資格審査申請書」という。）（様式1）を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 申請者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別に分割して申請するとき、及び総合評定値通知書に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式2）
- 二 業態調書（様式3）
- 三 営業所一覧表（様式4）
- 四 申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し
- 五 申請者が共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算出した点数の調整（共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）4に規定する客観点数及び主観点数の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類
- 六 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
- 七 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
- 八 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されて

いないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

九 総合評定値通知書の写し（告示第一の四の1（1）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（2）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（3）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

3 申請者がインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを入力画面上において作成し、送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第八号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。）。

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第八号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受けることができるものとする。

4 申請者が共同企業体であってその構成員のうちに一般競争参加資格審査の申請をしていない者があるときは、当該構成員に係る第2第二号イの（イ）に掲げる項目について記載した書類並びに第2項第一号に掲げる書類を当該共同企業体に係る同項の書類とともに提出させるものとする。

（資格審査申請書等の提出期限）

第6 資格審査申請書又は資格審査申請用データの提出期限は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 定期の一般競争参加資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で官庁営繕部長が定める期間
- 二 随時の一般競争参加資格審査にあつては、随時

（資格審査申請書の提出方法等）

第6の2 第5第1項及び第4項の規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- 一 文書持参方式（定期の一般競争参加資格審査を除く。）
  - 二 文書郵送方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）
- 2 インターネット方式による場合における第5第2項第八号に掲げる書類の提出は、申請案内ホームページから送信をさせるものとする。
- 3 第5第1項及び第4項の規定による提出は、当該申請者の本社（本店）の所在地を受付担当部局（別表に掲げるところによるものとする。第13第4項において同じ。）とする地方整備局長の長に対して行わせるものとする。

（一般競争参加資格審査）

第7 官庁営繕部長は、会計規則第34条第4項の規定による申請者の一般競争参加資格審査を行う

ときは、次の各号によるものとする。

- 一 第2第一号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。
  - 二 前号に掲げる者以外の者については、希望工事種別ごとに、第2第二号の総合点数の高点順（同点の場合は年間平均完成工事高の順）に配列し、等級区分を設けている工事種別については当該工事種別ごとの等級別発注件数分布率等を基準とし、かつ等級ごとに必要な工事施工能力を勘案して高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争参加資格があると認定し、等級区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。
- 2 官庁営繕部長は、当該2会計年度における事業費、事業内容等及び過去における工事規模別発注件数の分布状況を勘案して前項第2号の等級別発注件数分布率を定めるものとする。

（審査会）

- 第8 官庁営繕部長は、一般競争参加資格審査の予備審査を行うため、競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）を設けるものとする。
- 2 審査会の会長は官庁営繕部長とし、審査員は審議官（官庁営繕部長が指定した者に限る。以下同じ。）、官庁営繕部各課長及び官庁営繕部長が指名した者とする。
  - 3 審査会は、2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。
  - 4 審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。
  - 5 会長に長期にわたる事故等がある場合は、審議官がこれを代行するものとする。
  - 6 何人も審査会の会議の内容を他に洩らしてはならない。

（一般競争参加資格の有効期間）

- 第9 第7第1項の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格が認定されたときから次期の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

（有資格業者名簿の様式）

- 第10 官庁営繕部長は、会計規則第34条第4項の規定により名簿を作成するときは有資格業者名簿（様式特2）により行うものとする。

（一般競争参加資格認定通知書の様式）

- 第11 官庁営繕部長は、会計規則第34条第6項の規定により通知するときは、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（イ）及び（ロ））により行うものとする。

（変更等の届出）

- 第12 官庁営繕部長は、申請者又は有資格業者が建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届け出させるものとする。
- 2 官庁営繕部長は、申請者又は有資格業者（共同企業体である者を除く。）が第2第一号イ又はホに該当することとなったとき、及び共同企業体である申請者又は有資格業者がその構成員に第2第一号イ又はホに該当する者を含むこととなったときは、速やかに、その旨を届け出させるものとする。
  - 3 官庁営繕部長は、有資格業者に第11の通知をした後において、次の各号に掲げる事項について

変更があった場合においては、速やかに、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式5）によりその旨を届け出させるものとする。

一 住所、電話番号又はファクシミリ番号

二 商号又は名称

三 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名

四 本社（本店）以外の営業所（一般社団法人又は一般財団法人にあっては、事務所。以下、この号において同じ。）の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号（営業所の新設又は廃止の場合を含む。）

五 本店又は営業所の経営事項審査を受けた建設業許可工事種別及び許可の区分又は本店の建設業許可番号

六 資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項

七 国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

4 前3項の規定による届出は、申請者又は有資格業者の本社（本店）の所在地を受付担当部局とする地方整備局長の長に対して行わせるものとする。

5 官庁営繕部長は、前項の届出があったときは、その内容を官庁営繕部所属の契約担当官等に通知するものとする。

（一般競争参加資格の認定の取消し等）

第13 官庁営繕部長は、有資格業者が第2第一号イからへまでの一に該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

2 官庁営繕部長は、有資格業者から第12第1項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

3 官庁営繕部長は、前2項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争参加資格認定取消通知書（様式特6）により当該有資格業者又は建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号に掲げる者にその旨を通知するとともに、第10の有資格業者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を官庁営繕部所属の契約担当官等に通知するものとする。

（指名競争参加資格）

第14 官庁営繕部長は、会計規則第36条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

（指名基準）

第15 官庁営繕部長は、会計規則第37条第1項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）を定めるときは、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の予定価格の等級に属する有資格業者で発注予定工事の予定価格に相応するものの中から指名しなければならない。

二 契約担当官等は、前号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

三 契約担当官等は、第一号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する有資格業者を指名することが

できる。

四 契約担当官等は、第一号の有資格業者の数が少数である場合その他必要があると認められる場合においては、発注予定工事の予定価格に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者を指名することができるものとする。この場合において、第一号の規定により指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、第一号の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の2分の1以上としなければならない。

五 契約担当官等は、第一号及び前号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、第一号の有資格業者の2等級下位の等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀なものを指名することができる。

六 契約担当官等は、特別の技術を要する工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するもの（以下「上位業者」という。）を、あらかじめ、上位業者指名承認申請書（様式特7）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けて指名することができる。

七 契約担当官等は、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するものを指名することができる。

八 契約担当官等は、競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからチまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないように留意しなければならない。

イ 不誠実な行為の有無

ロ 客観的事項の審査基準日以降における経営状況

ハ 主観的事項の審査基準日以降における工事成績

ニ 当該工事に対する地理的条件

ホ 手持ち工事の状況

へ 当該工事施工についての技術的適性

ト 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況

チ 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況

（随意契約における業者選定）

第16 随意契約による場合の業者の選定は、原則として有資格業者の中から選定するものとする。

（秘密の保持）

第17 指名業者等の選定については、取扱者以外の者に洩れないよう秘密の保持に留意しなければならない。

（国土交通省大臣官房官庁営繕部入札・契約手続運営委員会）

第18 官庁営繕部に、別に定めるところにより、官庁営繕部長が定める額以上の工事を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに当該工事の請負契約を随意契約によろうとする場合の相手方の決定について調査審議する国土交通省大臣官房官庁営繕部入札・契約手続運営委員会を置くものとする。

（契約状況の報告）

第19 官庁営繕部長は、官庁営繕部所属の契約担当官等が前会計年度に締結した工事請負契約の状況を毎年5月31日までに国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。



附 則  
(適用期日)

- 1 この要領は、昭和42年7月1日から適用する。  
(新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例)
- 2 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第2第一号ホの規定の適用については、同ホ中「第6第一号の部局長が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。
- 3 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく納税の猶予、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に基づく特例猶予をいう。以下この項において同じ。)の適用を受けたため、第5第2項第八号に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。  
(令和5・6年度の等級区分に係る残留措置)
- 4 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき令和5・6年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和3・4年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した場合には、官庁営繕部長が定める日までに官庁営繕部長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。
- 5 前項の申請をした者については、令和5・6年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付するものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特5(ハ))により通知を行うものとする。

附 則 (平成10年11月30日建設省営管第454号)

この要領による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、平成11年度以降に選定事務を開始する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則 (平成16年3月1日国営管第363号)

本改正は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争参加資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。

附 則 (平成17年3月23日国営管第317-4号)

本要領による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、平成17年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則 (平成19年3月30日国営管第450-2号)

本要領による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、平成19年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則 (平成21年3月27日国営管第634-4号)

- 1 この要領による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、平成21年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。
- 2 第5第2項第九号に規定する総合評定値通知書の写し及び第5第3項の規定により送信する建設業法第27条の29第1項の総合評定値については、告示が適用された平成20年4月1日以降の内容のものでなければならないものとする。
- 3 等級区分を設けている工事種別において、平成19・20年度の一般競争参加資格を有する者が、第7第1項第二号の規定に基づき平成21・22年度の一般競争参加資格の認定を受けようとする場合には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級区分にかかわらず、平成19・20年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。
- 4 等級区分を設けている工事種別において、平成21・22年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、官庁営繕部長が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
- 5 前2項の希望をした者については、平成21・22年度の一般競争参加資格の認定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第12の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則（平成23年3月29日国営管第506号）

（適用範囲）

1 この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、平成23年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

（経営事項審査の審査基準日の取扱い）

2 平成23・24年度の一般競争参加資格審査に提出された総合評定値通知書が、国土交通省告示第298号の適用を受ける経営事項審査に係るものであるときは、第2第一号ホの規定にかかわらず、当該経営事項審査の告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日以前のものであっても、平成23年8月31日までに申請をする場合は有効なものとして取り扱うものとする。

（総合評定値通知書等の取扱い）

3 平成23年9月1日以降に申請者が提出する第5第2項第九号に規定する総合評定値通知書の写しについては、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1175号）が施行された平成23年4月1日以降の内容のものでなければならぬものとする。

（等級区分に係る経過措置）

4 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき平成23・24年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成21・22年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合、又は最下位等級に降級した場合であって技術評価点数が零点でない場合には、官庁営繕部長が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

5 前項の希望をした者については、平成23・24年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則（平成25年3月29日国営管第503号）

（適用範囲）

1 この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を平成25年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

（総合評定値通知書等の取扱い）

2 第5第2項第九号に規定する総合評定値通知書の写しについては、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年国土交通省告示第523号（以下「改正告示」という。））による改正前の告示第一の四の1（一）に規定する雇用保険及び（二）に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示が施行された平成24年7月1日以降の内容のものでなければならぬものとする。

（等級区分に係る残留措置）

3 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき平成25・26年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成23・24年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、官庁営繕部長が定める日までに官庁営繕部長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

4 前項の申請をした者については、平成25・26年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（ハ））により通知を行うものとする。

附 則（平成26年8月21日国営管第250号）

この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を平成27年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に必要な参加資格並びに当該資格の審査等に関する事務の取扱いについて適用する。

附 則（平成27年3月31日国営管第644号）

（適用範囲）

1 この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を平成27年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

(一般競争参加資格の再認定の取扱い)

2 平成27・28年度を有効期間とする一般競争参加資格について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成24年国土交通省告示第523号以下「改正告示」という。)による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき認定されている者は、官庁営繕部長が定める日までに官庁営繕部長が定める様式により、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することができるものとする。

3 前項の申請をした者については、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特5(ハ))により通知を行うものとする。

(等級区分に係る残留措置)

4 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき平成27・28年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成25・26年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した場合には、官庁営繕部長が定める日までに官庁営繕部長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

5 前項の申請をした者については、平成27・28年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特5(ハ))により通知を行うものとする。

附 則(平成28年5月31日国営管第74-2号)

(適用範囲)

1 この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、平成28年6月1日以降に締結する官庁営繕部の所掌する工事の請負契約について適用する。

(解体工事に関する1人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数の特例)

2 第2第2号イ(ロ)中に規定する1人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けたときは、とび・土工事業、解体工事業の技術者として申請する希望工事種別及びその他の建設業の技術職員として申請する希望工事種別の1種類を合わせた3までとする。

附 則(平成29年2月22日国営管第412号)

この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を平成29年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附 則(平成29年3月31日国営管第503号)

1 この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を平成29年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

(平成29・30年度の等級区分に係る残留措置)

2 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成27・28年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した場合には、官庁営繕部長が定める日までに官庁営繕部長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

3 前項の申請をした者については、平成29・30年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級に付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特5(ハ))により通知を行うものとする。

附 則(平成31年3月8日付け国営管第399号)

1 この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を平成31年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

(平成31・32年度の等級区分に係る残留措置)

2 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成29・30年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した場合には、官庁営繕部長が定める日までに官庁営繕部長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

3 前項の申請をした者については、平成31・32年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特5(ハ))により通知を行うものとする。

附 則（令和3年3月10日付け国営管第524号）

- 1 この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を令和3年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。  
（令和3・4年度の等級区分に係る残留措置）
- 2 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき令和3・4年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成31・32年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、官庁営繕部長が定める日までに官庁営繕部長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。
- 3 前項の申請をした者については、令和3・4年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付するものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（ハ））により通知を行うものとする。

附 則（令和4年10月13日付け国営管第315号）

この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者選定要領は、官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を令和5年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。